

491 昭和 27 年 4 月 25 日 金曜日 官報

第7589号

HK 27. . 4. . 25. . 20.

第一号

493 昭和27年4月25日 金曜日 官 軍

第7589号

昭和27年4月25日 金曜日

官報

第7589号 492

第 71589 号

495 昭和27年4月25日 金曜日 官

第7589号

報

第7589号 49

昭27. 4.25.

第7589号

昭和27年4月25日 金曜日

官報

第7589号

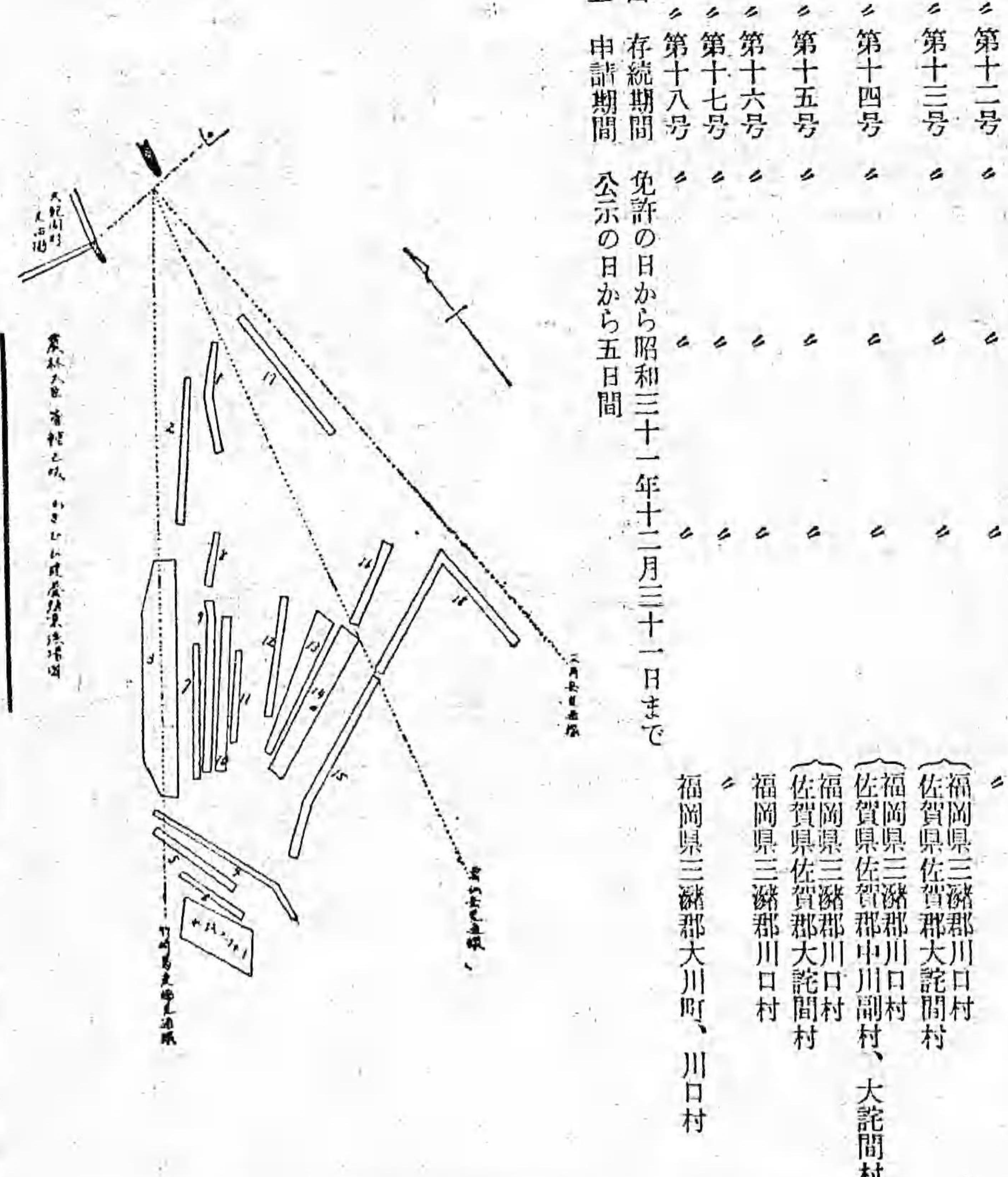
昭和27年4月25日 金曜日

官報

第7589号 496

497	運輸省告示第百七十九号	左に掲げる告示は、日本国との平和条約の最初の発生の日に廃止する。
	第一 航海の制限 出入港の手続等に関する件(昭和二十二年運輸省告示第百五十九号)	第一 航海の制限 出入港の手続等に関する件(昭和二十二年運輸省告示第百五十九号)
	第二 北海道、本州並に九州海域に於ける航路の制限に関する件(昭和二十一年運輸省告示第百五十九号)	第二 北海道、本州並に九州海域に於ける航路の制限に関する件(昭和二十一年運輸省告示第百五十九号)
	第三 航海の制限について定むる件(昭和二十一年運輸省告示第百八十六号)	第三 航海の制限について定むる件(昭和二十一年運輸省告示第百八十六号)
	四 造船所指定の件(昭和二十一年運輸省告示第二百三十一号)	四 造船所指定の件(昭和二十一年運輸省告示第二百三十一号)

七 制限条件	潜水器漁業は、毎年の漁況により操業台数を定める。
八 申請期間	公示の日から五日間
一 演業権の種類	第一種区画漁業
二 渔場の位置及び区域	漁業権の関係位置と区域は、別紙漁場図の通りとし、表示の詳細については実地測量の上定める。
三 渔業権の番号、漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期	竹羽瀬漁業は四十三箇所以内として個人が操業する場合の一人あて操業統数は二箇所以内とする。
四 渔業権番号	漁業の種類 演業の時期
五 出入港の手続等に関する件(昭和二十二年運輸省告示第三百三十三号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十一年運輸省告示第六十六号)
六 小豆島北方海域における鋼船の航行を当分の間禁止する件(昭和二十一年運輸省告示第六十七号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十一年運輸省告示第六十六号)
七 総トン数百トン以上の船舶(登記登録をまつ渡した船舶を含む)の譲渡、貨物渡し、貨物を含む、抵当権の設定又は引渡しに対する許可に関する件(昭和二十一年運輸省告示第六十六号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十一年運輸省告示第六十六号)
八 周防灘下関海峡東口海面における航行を当分の間禁止する件(昭和二十一年運輸省告示第六十七号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十一年運輸省告示第六十六号)
九 航海の制限等に関する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)
十 広島湾及び備讃瀬戸西部附近海面における鋼鉄船の航行を当分の間禁止する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)
十一 下関海峡西口附近海面における航行を当分の間禁止する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)
十二 舞鶴港における旗の掲揚に関する告示(昭和二十七年運輸省告示第百一号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)
十三 東京湾水域における航海の制限に関する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)
十四 船舶の引揚又は解離の手続に関する告示(昭和二十四年運輸省告示第百一号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)
十五 海上運送事業の代理業務を行うための代理店契約に関する告示(昭和二十四年運輸省告示第百一号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)
十六 乗組員が日本人である船舶に附すべき航空機のための標識に関する告示(昭和二十四年運輸省告示第百一号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)
十七 日本船舶及び外國船舶の出入港に関する告示(昭和二十四年運輸省告示第百一号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)
十八 航海の制限等に関する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)
十九 関する告示(昭和二十七年運輸省告示第百一号)	行を当分の間禁止する件(昭和二十四年運輸省告示第百一号)



生第二〇四五号	七・六・三完全配合肥料	内水溶性肥料	内水溶性肥料	内水溶性肥料
登録番号	肥料の名称	保証成 分量(%)	肥料の名称	保証成 分量(%)
輸第一九二号	五五塩化カリ	水溶性カリ	輸第一九三号	五六塩化カリ
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十二條第一項及び第百三十六條の規定に基き、同法第十一條第四項の規定により告示する。	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十二條第一項及び第百三十六條の規定に基き、同法第十一條第四項の規定により告示する。	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十二條第一項及び第百三十六條の規定に基き、同法第十一條第四項の規定により告示する。	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十二條第一項及び第百三十六條の規定に基き、同法第十一條第四項の規定により告示する。	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十二條第一項及び第百三十六條の規定に基き、同法第十一條第四項の規定により告示する。
昭和二十七年四月二十五日	農林大臣 広川 弘禪	農林大臣 広川 弘禪	昭和二十七年四月二十五日	農林大臣 広川 弘禪
第一 演業権の種類	共同漁業	共同漁業	第一 演業権の種類	共同漁業
二 演業権の番号	農共第二号	農共第二号	二 演業権の番号	農共第二号
三 演業の位置及び区域	福岡県及び佐賀県の地先(有明海)	福岡県及び佐賀県の地先(有明海)	三 演業の位置及び区域	福岡県及び佐賀県の地先(有明海)
基点	甲 福岡県三瀬郡大浦村大字竹崎、竹崎島東端	甲 福岡県三瀬郡大浦村大字竹崎、竹崎島東端	基点	甲 福岡県三瀬郡大浦村大字竹崎、竹崎島東端
乙 佐賀県佐賀郡大詫間村字元治堀の南東角(有明海)				
丙 福岡県熊本県境	福岡県熊本県境	福岡県熊本県境	丙 福岡県熊本県境	福岡県熊本県境
丁 佐賀県佐賀郡大浦村大字竹崎、竹崎島東端				
イ 福岡県三瀬郡大浦村大字永松の南西角(有明海、佐賀、福岡両県漁場境界)				
ロ 標石柱(櫻石柱)	櫻石柱(櫻石柱)	櫻石柱(櫻石柱)	ロ 標石柱(櫻石柱)	ロ 標石柱(櫻石柱)
ハ 甲から熊本県雲仙岳一等三角点見通線と丙から竹崎島南西端見通線との交点				
ニ 丁イ直線子から、二〇〇メートルの所				
丁イ直線子から、二〇〇メートルの所	丁イ直線子から、二〇〇メートルの所	丁イ直線子から、二〇〇メートルの所	丁イ直線子から、二〇〇メートルの所	丁イ直線子から、二〇〇メートルの所
四 演業の種類、名称 演業の時期	漁業の種類、名称 演業の時期	漁業の種類、名称 演業の時期	漁業の種類、名称 演業の時期	漁業の種類、名称 演業の時期
第一種 あさり漁業	あさり	第一種 あさり漁業	あさり	第一種 あさり漁業
第二種 竹羽瀬(ふくろ羽瀬)漁業	はまだり	第二種 竹羽瀬(ふくろ羽瀬)漁業	はまだり	第二種 竹羽瀬(ふくろ羽瀬)漁業
第三種 えむし漁業	かき	第三種 えむし漁業	かき	第三種 えむし漁業
第四種 いそざんちやく漁業	しおふき	第四種 いそざんちやく漁業	しおふき	第四種 いそざんちやく漁業
第五種 たこ漁業	あかがい	第五種 たこ漁業	あかがい	第五種 たこ漁業
第六種 ひでい(方言)漁業	もがい	第六種 ひでい(方言)漁業	もがい	第六種 ひでい(方言)漁業
第七種 まてがい(方言)漁業	まてがい	第七種 まてがい(方言)漁業	まてがい	第七種 まてがい(方言)漁業
第八種 おおのがい(方言)漁業	おおのがい	第八種 おおのがい(方言)漁業	おおのがい	第八種 おおのがい(方言)漁業
第九種 かき	かき	第九種 かき	かき	第九種 かき
第十種 はまだり	はまだり	第十種 はまだり	はまだり	第十種 はまだり
十一種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十一種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十一種 一二月一日から十二月三十日まで
十二種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十二種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十二種 一二月一日から十二月三十日まで
十三種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十三種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十三種 一二月一日から十二月三十日まで
十四種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十四種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十四種 一二月一日から十二月三十日まで
十五種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十五種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十五種 一二月一日から十二月三十日まで
十六種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十六種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十六種 一二月一日から十二月三十日まで
十七種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十七種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十七種 一二月一日から十二月三十日まで
十八種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十八種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十八種 一二月一日から十二月三十日まで
十九種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十九種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	十九種 一二月一日から十二月三十日まで
二十種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十種 一二月一日から十二月三十日まで
二十一種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十一種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十一種 一二月一日から十二月三十日まで
二十二種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十二種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十二種 一二月一日から十二月三十日まで
二十三種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十三種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十三種 一二月一日から十二月三十日まで
二十四種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十四種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十四種 一二月一日から十二月三十日まで
二十五種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十五種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十五種 一二月一日から十二月三十日まで
二十六種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十六種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十六種 一二月一日から十二月三十日まで
二十七種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十七種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十七種 一二月一日から十二月三十日まで
二十八種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十八種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十八種 一二月一日から十二月三十日まで
二十九種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十九種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	二十九種 一二月一日から十二月三十日まで
三十種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	三十種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	三十種 一二月一日から十二月三十日まで
三十一種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	三十一種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	三十一種 一二月一日から十二月三十日まで
三十二種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	三十二種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	三十二種 一二月一日から十二月三十日まで
三十三種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	三十三種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	三十三種 一二月一日から十二月三十日まで
三十四種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	三十四種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日まで	三十四種 一二月一日から十二月三十日まで
三十五種 一二月一日から十二月三十日まで	一二月一日から十二月三十日			

501 昭和27年4月25日 金曜日 宮 菊

第7589号

昭和27年4月25日 金曜日 官 報

○人事

静岡県公安委員会委員に任命する（任期満了再任）（三月三十日）
（経済部長心得）西山 清
（静岡県事務吏員）田中 和雄

○人事

静岡県副知事 高見 三郎
(知事公室長) 平山 博二
静岡県事務吏員 静岡県事務吏員
(労働部長) 松本 貞水
静岡県立静岡公共職業紹道所長事務取扱を命ずる
（以上四月五日）

○公共企業体事項

○日本国有鉄道

連絡運輸規則（昭和25年5月日本国有鉄道公示第109号）の一部を次のよう改正し、昭和27年5月1日から施行する。

昭和27年4月25日
日本国有鉄道總裁 長崎惣之助
(内容省略。但し、昭和27年4月25日鉄道公報参照)

法務府公告

○押収物還付公告

左記食糧管理法違反事件押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
押番号 換価金 犯人氏名
二十七年 六二 八一一 不祥
六三 八二二
六四 八二一
六五 二、六〇六 リュックサック 一箇
六六 八一一 リュックサック
六七 一、〇四二 ハ

<p>債権申出公告(第二回)</p> <p>当会社は昭和二十七年三月三十一 株主総会の決議により解散しました で当会社に対し債権を有せられる方 第一回公告掲載の日から二箇月以内 御申出下さい。右期間内に御申出が いときは清算より除斥致します。</p> <p>昭和二十七年四月十四日 大阪市東淀川区十三西之町五丁 目十三番地の七</p> <p>解散公告(第二回)</p> <p>当会社は昭和二十六年九月二十日 臨時株主総会の決議により解散しま たので、当会社に対し債権を有せら る方は第一回公告掲載の日から二箇月 以内に御申出下さい。若し右期間内 御申出のないときは清算より除斥し ます。</p> <p>昭和二十七年四月十九日 札幌市大通西二十五丁目二一七 番地</p> <p>清算人 株式会社新日本教育社 清算人 湯浅英五郎</p>	<p>清算人 野村 銓次 同 同 松田清太郎 柴田清次郎</p>
--	---

解散公告(第一回) 当会社は昭和二十七年四月十五日総
社員の同意を以て解散を決議しました。当会社に債権ある方はこの公告の
翌日から二箇月以内に其旨申出下さい。若し右期間内に申告なきときは清
算から除斥致します。

昭和二十七年四月二十日
京都市下京区烏丸通五條上ル惡
王寺町四二九番地

京都ショール有限会社
清算人 河野 卓男

解散公告(第二回) 当会社は昭和二十七年四月二日株主
総会の決議により解散したので当会社
に債権を有する方は昭和二十七年六月
三十日迄に申出下さい。若し期間内に
御申出なければ清算から除斥します。
昭和二十七年四月十八日
岡山市橋本町四十八番地

岡山県砂糖販売株式会社
代表清算人 前川小次郎

解散公告(第三回) 当会社は昭和二十七年三月四日の臨
時株主総会の決議により解散しました
ので当会社に債権を有せられる方は第

<p>解散公告(第一回)</p> <p>当会社は昭和二十七年三月三十日臨時株主総会の決議により解散致しましたから当会社に債権を有する方は本公告第一回掲載の日から二箇月以内に清算の旨御申出下さい。若し右期間内に御申出がないときは清算から除斥致します。</p>
<p>昭和二十七年四月二十三日</p>
<p>千葉県木更津市木更津一四〇三番地</p>
<p>君津薬業株式会社 代表清算人 高橋智</p>
<p>解散公告(第二回)</p> <p>当会社は昭和二十七年二月二十八日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対し債権を有せられた方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。若し右期間内に申出のない時は清算より除斥致します。</p>
<p>昭和二十七年四月二十五日</p>
<p>尼崎市北灘波町四五九番地 浪速遠洋漁業株式会社 清算人 岡川健二</p>

当組合は昭和二十七年三月二十九日
總会に於て解散を決議したので組合に
債権を有する方は第一回公告掲載の日
から二箇月以内に御申出下さい。若し
此の期間内に御申出なきときは清算よ
り除斥します。

昭和二十七年四月十六日
京都市上京区丸太町通千本東入
中務町四九一番地

京都府栄養食品協同組合
清算人 戸田寅吉 同 柴田鹿雄

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年三月三十日の
株主總会の決議により同日解散した。
当会社に対して債権を有する者は公告
掲載の翌日から二箇月以内に申出下さ
い。若しこの期間内に申出がないとき
は清算より除斥せられる。

昭和二十七年四月三日
池田市西本町二八四二番地
株式会社恵美寿屋商店
代表清算人 中谷晴美

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年一月三十一日
臨時株主總会の決議により解散した。
当社に對して債権ある者はこの公告

清算から除斥せられます。
昭和二十七年四月二十三日 東京都板橋区志村蓮沼町一八三番地 清算人 中尾 清
解散公告(第一回)
当社は昭和二十七年一月三十一日株主総会の決議により解散しました。当社に対する債権者で本公告掲載の日から二箇月以内に申出のない方は清算から除斥します。
昭和二十七年二月一日 門司市大字門字一八九九番地 清算人 福原 実
解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年二月二十四日株主総会の決議に因り解散しました。就ては会社に債権を有する向は第一回公告掲載の日より二箇月以内に御申下さい。右期日迄に申出のない時は清算から除斥します。
昭和二十七年四月二十三日 東京都中央区新富町三丁目一七番地 株式会社国際出版印刷社 清算人 等井 重治社

浦山回 一
一九三〇

社その他の公告

(第三回)

は昭和二十七年三月三十一日
会の決議により同日解散した。
対して債権を有する者はこの
の翌日から二箇月以内に申出が
い。もしこの期間内に申出が
は清算から除斥せられる。

十七年四月十日

市東成区大成通二丁目四十
地

株式会社美濃松商店

代表清算人 松村 六郎

(第三回)

昭和二十七年二月九日社員總
裁に依り解散した。当会社に對
照者は第一回公告の日から二箇
月内に申出られたい。若し右期間内
がないときは清算から除斥致し
に申出でられたい。

十七年三月十日

滋賀県甲賀郡甲南町大字寺庄字
一四番地

当会社は昭和二十七年四月十八日開
催の臨時株主総会に於て解散を決議致
しましたから当会社に債権を有せらる
る向は本公告掲載の日より二箇月以内
に御申出相成度若し右期間内に御申出
無之場合は清算より除斥します

右公告致します

昭和二十七年四月二十五日
一宮市宮町一丁目二番地

日之出既製服株式会社

清算人 富田治郎右エ門

合併公告

下記甲乙両会社は昭和二十七年四月
十八日の各株主総会で甲会社は乙会社
を合併しその権利義務を承継して存続
し、乙会社は合併の上解散をする決議
をしました。この合併に異議ある債権
者は本公告掲載の翌日から二箇月以内
に申出でられたい。

昭和二十七年四月二十一日
大阪市東区住吉町八番地

(甲) 株式会社近江洋行

一回公告掲載の日より二箇月以内に申出下さい。若し期間内に御申出ない時は清算より除斥致します。

昭和二十七年四月七日
横浜市南区上大岡町一五〇

代表清算人 柏田 忠一

横浜織染株式会社

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散しました。当会社に債権のある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出なき場合は清算より除斥致します。

昭和二十七年四月二十一日
東京都台東区浅草雷門一丁目九番地三

清算人 株式会社井筒屋
石塚 佐助

解散公告（第一回）

当組合は昭和二十七年四月十日総会の決議により解散致しましたので当組合に対し債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出なきときは清算より除斥致します。

債権申出公告(第三回)
当会社は昭和二十七年三月三日株主
総会の決議により解散致しましたから
当会社に對し債権を有せられる方は本
公 告掲載の日より二箇月以内にその債
権の御申出相成度若し右期間内に御申
出のないときは清算から除斥致しま
す。

昭和二十七年四月二十一日

東京都目黒区中根町二〇九三番
地 東京郊外土地株式会社
代表清算人 橋爪儀八郎

解散公告(第一回)
当会社は昭和二十七年四月一日株主
総会の決議により解散致しましたから
当会社に債権を有せられる方は第一回
掲載の日から二箇月以内に申出下さ
い。若しこの期間内に申出のないとき
は清算から除斥致します。

昭和二十七年四月五日

京都市中京区丸太町通西洞院西
入横鍛冶町百十九番地

清算人 寿紙業株式会社
久米 太一

解散公告(第一回)	当会社は昭和二十七年四月二十日臨時総会の決議を以つて解散しました。当社に對して債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出で下さい。右期間内に申出がないときは清算から除外せられる。
組織変更公告	当会社は昭和二十七年四月二十日の社員総会に於て總社員の承認可決によりリンカンミシソ製造株式会社に組織変更の決議をしたので此の組織変更に異議あるものは公告の日から二箇月以内にその旨を申し出でられたい。右商法の規定により公告する。
地	横浜市神奈川区高島台五十四番地
代表清算人	横浜海事株式会社 斎藤 正一

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 29, No. 4, December 2004
DOI 10.1215/03616878-29-4 © 2004 by The University of Chicago

第四章

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

○号外 四月二十三日付參會第三十二號三頁●同一十五日付第四十一號一四頁

株式会社 港北出版
東京都千代田区神田神保町二ノ四
電話番号 東京二一五八二六四六
電報番号 九段三八八四六六

貯蓄債券第九回四十組九万二千円、戦時貯蓄債券第七回百十五組五十八万六千五百円、同第十回九十五組四十八万九千九百円、戦時報国債券第七回五十五組百十万円、勧業債券第六十八回八組四万円、同第七十五回十二組六万円、割引勧業債券第八四五組三万円、勧業債券第一百四十一回二十七万円、同第一百四十三回四十万円、同第一百四十四回五十万円、同第一百四十七回五十六万円、同第一百五十三回八十万円、濃飛農工債券第百十八回三万五千円、大阪農工債券第九十二回十万円、兵庫県農工債券第百七十三回二十二万円、同第一百七十四回七万四千円、滋賀県農工債券

當社第四回い号物上担保附社債第三 次定期償還の為抽籤の結果左記番号の 債券が当籤しましたから公告致しま す。	
償還金額	金一千万円也
支払期日	昭和二十七年五月十日
支払場所	現物債は券面記載の支払 場所、登録債は指定支払 場所
一万円券(丙)	十万円券(丁)
一四五一 二五五一 二七〇一 三五一一 三八〇一 昭和二十七年四月	四四六一 一七九〇 一七八五 八二一 一〇一六一 一一五 一一六五
古河電気工業株式会社	株式会社日本勸業銀行
抽籤及償還予告	昭和二十七年四月
来る五月一日午前九時三十分より当 行内に於て左記債券の抽籤を執行致し ます。	

修監序野林

新しい森林計画

改正 森林法關係法令集

印 刷 序 発 行

改訂五版発売
定価
一〇〇円

手取早く分る!!

正 印刷序發行

災害の連續により荒廃の危機にひんした森林資源を守るため、去る第十回国会に於ける森林法の全面的改正により、これまでの林政に一大転換が行われた。この画期的な意義ある法律に総ての関係法令を収録して、官公庁、市町村をはじめ関係業者、

販売所 全国各地の官報販売所・主要書店
又は印刷庁内直売代理部へ

株式名義書換停止公告
来る五月二十五日から六月上旬開催予定の臨時株主総会終了の日まで株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示並に其の抹消を停止致します。
昭和二十七年四月二十五日
東京都品川区西大崎一の三二六
星製薬株式会社
株主各位

一、配当することを得可き金額
金十八万一千八百九円四十銭也
尚ほ配当表は大阪地方裁判所へ提
済に付き適宜閲覧せられ度し。
右公告する。

昭和二十七年四月十日

大阪市北区西堀川町五番地

破産管財人弁護士

小松正次郎

有限会社組織変更公告（第一回）
昭和二十七年四月三日臨時社員総会
に於て全社員の一致を以て有限会社の
組織を変更して株式会社と為すことを
決議致しました。就ては右組織変更に
異議ある債権者は本公告掲載の翌日か
ら二箇月以内にその旨御申出下さい。

第一百回三万円 同第百一回六万円 同
第二回二万円、茨城農工債券第百五
十六回六十二万円、同第百六十回四十
一万円、同第一百六十五回六万円、同第
一百六十二回六万円、愛知県農工債券第
百五十五回八万円、岡山県農工債券第
百三十七回四十九万九千五百円、同第

破産事件の醜聞で有名な
右の者に対する大阪地方裁判所昭
二十五年(フ)第六五号破産事件に付
左の如く公告する。

一、配当に加ふ可き債権の総額
金三百二十四万一千九百三十八円

HK 27.4.20.25.

昭和 27 年 4 月 25 日 金曜日 官 報 (号外)

第41号（24頁）

号外(第四十一号)

官
禁

昭和二十三年十一月通信省告示第四百八十九号) 第四十七條第一項但書及び第二項に関連する「アトランティック・シティ周波数帯分配表を実施する目的で、一四 kc/s から二七、五〇〇 kc/s までの周波数帯における各種業務に対する新国際周波数表を作成及び採択するための協定」及び附屬最終議定書は、次の通りである。

昭和二十七年四月二十五日

電波監理委員会委員長 綱島 敏

アトランティック・シティ周波数帯分配表を実施する目的で一四 kc/s から二七、五〇〇 kc/s までの周波数帯における各種業務に対する新国際周波数表を作成及び採択するための協定

目次

前文

第一章 総則

第二條 一四 kc/s から三、九五〇 kc/s (第二地域は四、〇〇〇 kc/s) までの周波数に対する規定

第三條 三、九五〇 kc/s (第二地域は、四、〇〇〇 kc/s) から

第十一條 高周波放送業務に対する計画案の作成

第四章 三、九五〇kc/s (第一地域は四、〇〇〇kc/s) から二七、五〇〇kc/sまでの成規の周波数帯に割当を移換する手続

第十二條 すべての業務に適用する暫定手続

第一節 序言

第二節 アトランティック・シティ周波数帯分配表において関係業務に分配された周波数帯の外にある割当の移換

第三節 アトランティック・シティ各周波数帯における新割当の設定

第四節 有害な混信の場合における手続

第五節 進ちよく状況の検討及び報告

第六節 専用周波数帯における海上移動業務に適用する特別手続

第一節 序言

第二節 第一段階 船舶無線電信呼出周波数帯

第三節 第二段階 貨物船無線電信周波数帯

第四節 第三段階 旅客船無線電信周波数帯

第五節 第四段階 船舶無線電話周波数帯

第六節 第五段階 海岸無線電話周波数帯

第七節 海岸無線電信周波数帯

第八節 海上移動業務の保護

第十五條 専用周波数帯における航空移動業務に適用する特別手続

第一節 航空移動R業務

第二節 航空移動OR業務

第三節 航空移動業務の保護

第五章 周波数帯外割当の三、九五〇kc/s(第二地域は四、〇〇〇kc/s)から一七、五〇〇kc/sまで kc/s の成規の周波数帯への最終調整

第六章 新国際周波数表の採択及び周波数帯分配表の実施

第十八條 前書

第十九條 一四一五五kc/s の周波数帯(世界的) すべての業務に適用する手続

第六章 新国際周波数表の採択及び周波数帯分配表の実施

第十七條 異なる業務に對して適用する手続

第十六條 すべての業務に適用する特別手続

第十九條 一四一五五kc/s の周波数帯(世界的)

第二十條 五五一五〇kc/s の周波数帯

第二十一條 第一地域における一の周波数帯

第一節 通則

第二十二條 二、八五〇一三、九五〇kc/s の周波数帯

第二十二條 第二地域における一の周波数帯

第一節 通則

第二節 一五〇一二、〇〇〇kc/s の周波数帯

第一節 通則

第二節 二、〇〇〇一二、八五〇kc/s の周波数帯

号外

HK27. .4. .25. .

第四節 二、八五〇一四、〇〇 ○kc/s の周波数帯	第二十三條 第三地域における一 五〇一三、九五〇 kc/s の周波数帯	第二十九條 四、〇〇〇 kc/s から二 七、五〇〇 kc/s までの専用周波数帯における海上移動業務に対する計画の実施
第一節 通則	第二節 一五〇一二、八五〇 kc/s の周波数帯	第三十條 二、八五〇 kc/s から二七、 五〇〇 kc/s までの専用周波数帯における航空移動業務に対する計画の実施
第二節 一五〇一二、八五〇 kc/s の周波数帯	第二十四條 二、一八二 kc/s の周波数について海上移動業務に適用する特別規定	第三十一條 無線通信規則第十 條、第十一條及び第十二條の実施
○kc/s の周波数帯	第二十五條 二、一八二 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの専用周波数帯における航空移動業務に適用する特別規定	第七章 周波数の通告及び登録 周波数割当記録のための暫定手続
○kc/s の周波数帯	第二十六條 二、八五〇 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの専用周波数帯における航空移動業務に適用する特別規定	第一節 第十條、第十一條及び第十二條の一般規定
○kc/s の周波数帯	第二十七條 二、八五〇 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの専用周波数帯における双方的又は多邊的協定に関する特別規定	第二節 通告及び登録手続に関する第十一條の規定
○kc/s の周波数帯	第二十八條 二、八五〇 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの周波数帯における固定、陸上移動及び熱帶放送業務に対する新国際周波数表の採択	第三節 暫定期間における無線周波数記録の第二欄の日附の意義
○kc/s の周波数帯	第二十九條 二、八五〇 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの周波数帯における固定、陸上移動及び熱帶放送業務に対する新国際周波数表の採択	第四節 暫定期間における無線周波数記録の第二欄の日附の意義
○kc/s の周波数帯	第三十條 二、八五〇 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの周波数帯における固定、陸上移動及び熱帶放送業務に対する新国際周波数表の採択	第五節 基本的記入
○kc/s の周波数帯	第三十一條 二、八五〇 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの周波数帯における固定、陸上移動及び熱帶放送業務に対する新国際周波数表の採択	第六節 通則
○kc/s の周波数帯	第三十二條 二、八五〇 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの周波数帯における固定、陸上移動及び熱帶放送業務に対する新国際周波数表の採択	第七節 基本的記入
○kc/s の周波数帯	第三十三條 二、八五〇 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの周波数帯における固定、陸上移動及び熱帶放送業務に対する新国際周波数表の採択	第八節 成及び刊行
○kc/s の周波数帯	第三十四條 二、八五〇 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの周波数帯における固定、陸上移動及び熱帶放送業務に対する新国際周波数表の採択	第九節 要とする細目
○kc/s の周波数帯	第三十五條 二、八五〇 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの周波数帯における固定、陸上移動及び熱帶放送業務に対する新国際周波数表の採択	第十節 その後の記入及び訂正
○kc/s の周波数帯	第三十六條 二、八五〇 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの周波数帯における固定、陸上移動及び熱帶放送業務に対する新国際周波数表の採択	第十一節 会による周波数割当の記録
○kc/s の周波数帯	第三十七條 二、八五〇 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの周波数帯における固定、陸上移動及び熱帶放送業務に対する新国際周波数表の採択	第十二節 無線通信規則第十一條が全面的に実施される場合
○kc/s の周波数帯	第三十八條 二、八五〇 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの周波数帯における固定、陸上移動及び熱帶放送業務に対する新国際周波数表の採択	第十三節 会による周波数割当が全面的に実施される場合
○kc/s の周波数帯	第三十九條 二、八五〇 kc/s から三、 九五〇 kc/s (第二地域) までの周波数帯における固定、陸上移動及び熱帶放送業務に対する新国際周波数表の採択	第十四節 会による周波数割当が全面的に実施される場合

行中の航空機に対する気象
送のために、ヨーロッパ地
における局の八箇群に割り
てる。

四〇五—四一五 kc/s の周波数
においては、海上無線航行
業務（無線方位探知）のために
無線通信規則によつて指定さ
れている四一〇 kc/s の周波数を
保護するため海岸局に対する
周波数の割当を行わない。
無線通信規則の規定に従つ
て、他の業務と共用で海上移
動業務に分配された一、六〇
五一二、八五〇 kc/s 、三、一五
五一三、四〇〇 kc/s 及び三、五
一、六〇五一一、六三五 kc/s 話
一、六七〇一、九五〇 kc/s 海岸局
一、九五〇一二、〇四五 kc/s 海岸局と
通信する船舶局
二、一七〇一、一七〇 kc/s 遭難周波
数二、一八二 kc/s の保護周
波数帶

二、一九四一、四四〇 kc/s 船舶相互
通信

二、二四〇一二、五七〇 kc/s 海岸局と
通信する船舶局

二、五七八一、八五〇 kc/s 海岸局と
通信する船舶局

四一　(イ) 海上移動業務の局に割り当たられる周波数は、できる限り次の間隔をとる。
　　隣接する二周波数が電話に使用されるとき。
　　 $3,500 - 3,600 \text{ kc/s}$ 船舶相互
　　 $3,600 - 3,800 \text{ kc/s}$ 海岸局
四二　 $3,600 - 3,800 \text{ kc/s}$
　　但し、船舶相互通信周波数帶の場合において、電話に使用される隣接周波数の間隔は、 5 kc/s に縮少する。
　　 $3,800 - 4,000 \text{ kc/s}$
　　一周波数が電話に使用され、その隣接周波数が電信に使用されるとき。
　　 $4,000 - 4,200 \text{ kc/s}$
　　 $4,200 - 4,400 \text{ kc/s}$
　　 $4,400 - 4,600 \text{ kc/s}$
　　 $4,600 - 4,800 \text{ kc/s}$
　　 $4,800 - 5,000 \text{ kc/s}$
　　 $5,000 - 5,200 \text{ kc/s}$
　　 $5,200 - 5,400 \text{ kc/s}$
　　 $5,400 - 5,600 \text{ kc/s}$
　　 $5,600 - 5,800 \text{ kc/s}$
　　 $5,800 - 6,000 \text{ kc/s}$
　　 $6,000 - 6,200 \text{ kc/s}$
　　 $6,200 - 6,400 \text{ kc/s}$
　　 $6,400 - 6,600 \text{ kc/s}$
　　 $6,600 - 6,800 \text{ kc/s}$
　　 $6,800 - 7,000 \text{ kc/s}$
　　 $7,000 - 7,200 \text{ kc/s}$
　　 $7,200 - 7,400 \text{ kc/s}$
　　 $7,400 - 7,600 \text{ kc/s}$
　　 $7,600 - 7,800 \text{ kc/s}$
　　 $7,800 - 8,000 \text{ kc/s}$
　　 $8,000 - 8,200 \text{ kc/s}$
　　 $8,200 - 8,400 \text{ kc/s}$
　　 $8,400 - 8,600 \text{ kc/s}$
　　 $8,600 - 8,800 \text{ kc/s}$
　　 $8,800 - 9,000 \text{ kc/s}$
　　 $9,000 - 9,200 \text{ kc/s}$
　　 $9,200 - 9,400 \text{ kc/s}$
　　 $9,400 - 9,600 \text{ kc/s}$
　　 $9,600 - 9,800 \text{ kc/s}$
　　 $9,800 - 10,000 \text{ kc/s}$
四三　 13

五〇〇・一四、〇〇〇 kc/s の周波数帯に対する新国際周波数表は、無線通信規則に従つて作成され、且つ、管理理事会の決議第一五六六号（修正済）を考慮した。この周波数帯において、国際周波数登録委員会は、しろうと局と他の業務の局との間の混信の場合には調停を依頼されない。右の混信の場合は、適当な双方的又は多辺的取りきめによつて解決する。

五五 4 この表の第八欄は、この表に別に示す場合を除き、アメリカ合衆国及びアメリカ合衆国属領の局に対する割当の場合においては、無線通信規則第六〇号に従つてせん頭電力を示す。この表に別に示す場合を除き他のすべての主管庁に対しても、送信機の平均電力を示す。

五六 5 周波数が昼間運用（D）のために熱帯放送に対する割り当てられたときは、この周波数は、夜間に運用することを許可された局の業務区域に有害な混信を生じさせない條件で、夜間運用のため低減して電力で使用できる。

五七 6 热帯放送局の使用を開始する前に、右の局に責任のある主管庁は、放送業務又は他の関係業務に対し有害な混信を生じさせる虞のあるときは、熱帯の内外における第二地域の関係主管庁と特別取りきめを締結する。

Digitized by srujanika@gmail.com

書第五及び第六に掲げる計画により決定され、また、船舶局に対しては、無線通信規則附録第十号及びこの協定の附属書第七によつて決定される。

原則として、右の計画、附録及び附属書は、スペクトルのこの部分における他の業務に対するアトランティック・シティ周波数帯分配表と同時に実施する。

この業務における割当を成る限り、アトランティック・シティで他の業務に対して分配された周波数帯内で海上移動業務に対する新しい割当を設定することを避け、且つ、アトランティック・シティで他の業務に対して分配された周波数帯内にある右の業務に対する現存割当を自発的移換によって排除することに努める。

第三節 専用周波数帯における航空移動業務

一八 5 三、九五〇kc/s（第二地域は四、〇〇〇kc/s）から二七、五〇〇kc/sまでの間で航空移動業務に分配された専用周波数帯に該当するアトランティック・シティ周波数帯分配表の部分に対する周波数使用の最終取りきめは、附属書第八及び第九に掲げる計画によつて決定される。原則として、右の計画は、スペクトルのこの部分における他の業務に対するア

トランテイック・シティ周波数帯分配表と同時に実施する。この業務における割当を成規の周波数帯に移換する手続は、第十二条、第五十五条、第六條及び第十七条に定める。

一九
6 当分の間、且つ、暫定措置として、主管庁は、実行できる限り、アトランテイック・シティで他の業務に対して分配された周波数帯内で航空移動業務に対する新しい割当を設定することを避け、且つ、アトランテイック・シティで他の業務に対して分配された周波数帯にあるこの業務に対する現存割当を、自発的移換によって排除することに努める。

二〇
7 三、九五〇kc/s（第二地域は四、〇〇〇kc/s）から一七、五〇〇kc/sまでの共用周波数帯において運用する海上及び航空移動業務は、スペクトルのこの部分における固定業務に対して規定する手続に従う。但し、附属書第九に示す航空移動OR通信路に対する共用の型は保持する。

二一
第二章 採択した表及び計画

第四條 一四一、一五〇kc/sの周波数帯に対する新国際周波数表

一四一、一五〇kc/sの周波数帯に掲げる新国対して附属書第一に掲げる新国際周波数表を採択する。

第五條 第一地域における一

五十四一五kc/s、四一
五十一一、六〇五kc/s(ア
フリカ地方)、一、六
〇五十一二、八五〇kc/s、
〇kc/s 及び三、五〇
三、一五五十三、四〇
五十五一四一五kc/s、四一五十一、
五五十三、四〇〇kc/s 及び三、五
六〇五十二、八五〇kc/s
〇〇一三、九〇〇kc/s の周波数
帶に對して附屬書第一に掲げ
る新國際周波数表を採択す
る。

第一節 表の採択

三一 第一地域における一五〇一
二五五kc/s(アフリカ地方)、二
〇一三、九〇〇kc/s の
周波数帶に對する新
國際周波数表

三四 2 (ア) この表に通達距離が示さ
れている場合においては、無
線通信規則第六三号に定義
する「平均電力」である。右
は、使用できる最大電力で
ある。

四五 3 (ア) この表に通達距離が示さ
れている場合においては、無
線通信規則第六三号に定義
する「平均電力」である。右
は、使用できる最大電界強度
は第二六号及び第二八号に
掲げたものである。

五五 3 示された電力及び電界強度
は、昼間良好な動作状態を与
えることができるものであ
る。但し、夜間ににおいては必
要な場合を除き、一層低い電
力を使用することを勧告す
る。

三一 7 海上無線標識に対する周波数の割当は、種別A二を発射する隣接通信路相互間に二・三kc/sの間隔をとることを基礎とする。

三二 8 三一四・五kc/sの周波数は、一般に、この表に示した海上無線標識からの伝送に有害な混信を与えてはならない試験及び実験のために留保する。

三四 9 (一) 三四八kc/sの周波数は、三三kc/sの一般呼出周波数の補助として、航空機の近距離呼出周波数として使用できる。

三五 (二) 三九九kc/sの周波数は、特定の国の航空局と通信するためには三三三kc/sの補助周波数として航空機で使用できる。

三六 白 三二九一三三一kc/s、三三五一三三七kc/s、三四六一三五〇kc/s及び三九七・五一四〇一kc/sの周波数帯は、第三四号及び第三五号に規定した周波数で聽守する航空局で使用する。

三七 (四) 三二五一四〇五kc/sの周波数帯においては、航空無線航行業務が優先する。但し、第三四号、第三五号及び第三六号に規定した周波数及び周波数帯の場合を除く。

三八 10 二五九・五kc/s、二八三・五kc/s、四〇二kc/s、四〇四kc/s及び四〇四・五kc/sの周波数は、

427. .4. .20. .25.

7	昭和27年4月25日 金曜日	官報(号外)	第41号
八一	1 航空移動R及びOR業務に対する区域分配	9 一専用周波数帯において一通信路を共用する国の中では、その周波数帯で他の通信路を持つ国は、これを持たない国に対して特別の考慮を与えることとされる。	七八 9 一専用周波数帯において一通信路を共用する国の中では、その周波数帯で他の通信路を持つ国は、これを持たない国に対して特別の考慮を与えることとされる。
八二	2 右の計画は、国際航空無線を受ける。	八三	八三
八三	3 主管庁は、航空移動業務割当による区域分配	八四 4 航空移動R及びOR業務は、それぞれ右の業務に分配され、且つ、関係するすべての周波数の変更について通告を受ける。	八五 4 航空移動R及びOR業務は、それぞれ右の業務に分配され、且つ、関係するすべての周波数の変更について通告を受ける。
八四	4 航空移動R及びOR業務は、右の会議の最終文書に公表されたものであるから、主管庁は、右の計画及びその作成された方法について、国際航空無線通信主管庁会議の最終文書の関連する章句、特に次のものを参照することを勧告する。	八六	八六
八五	5 国際周波数登録委員会は、実行できる限りすみやかに、国際周波数表案の作成を始めなければならない。この表は、完成に当つては、次のものを考慮する。	八七	八七
八六	6 航空移動R及びOR業務は、すべての周波数を、二次的に次の条件で、使用できる。	八八 1 国際周波数登録委員会は、実行できる限りすみやかに、国際周波数表案を作成する。	八八 1 国際周波数登録委員会は、実行できる限りすみやかに、固定、陸上移動及び放送業務に対する表及び計画の作成
八七	7 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	八九 2 国際周波数登録委員会は、実行できる限りすみやかに、国際周波数表案を作成する。	八九 2 国際周波数登録委員会は、実行できる限りすみやかに、国際周波数表案を作成する。
八八	8 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九〇 2 第五章第十六條に定義する最終調整期間中は、特に、無線通信分野の後進国において満足されない現実の新しい要求があり得る。	九〇 2 第五章第十六條に定義する最終調整期間中は、特に、無線通信分野の後進国において満足されない現実の新しい要求があり得る。
八九	9 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九一 3 国際周波数登録委員会は、実行できる限りすみやかに、国際周波数表案の作成を始めなければならない。この表は、完成に当つては、次のものを考慮する。	九一 3 国際周波数登録委員会は、実行できる限りすみやかに、国際周波数表案の作成を始めなければならない。この表は、完成に当つては、次のものを考慮する。
九〇	10 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九二 4 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九二 4 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。
九一	11 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九三 4 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九三 4 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。
九二	12 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九四 4 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九四 4 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。
九三	13 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九五 1 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九五 1 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。
九四	14 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九六 2 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九六 2 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。
九五	15 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九七 3 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九七 3 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。
九六	16 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九八 4 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。	九八 4 航空移動R及びOR業務は、区域分配による周波数を配分すること。

昭和27年4月25日 金曜日		官 報 (号外)		第41号	6
五八	7	第二地域においては、この周波数帯に對して、附屬書第三の第二節に掲げる新国際周波数表が参考として作成された。	五三五一、六〇	五/sの周波数帯	五八
五九	8	右の表は、無線通信規則に従つて作成され、且つ、ワシントンにおける第二地域に対する国際電気通信連合の会議(一九四九年)の決議第一を考慮した。	五/sの周波数帯	五九	五/sの周波数帯
六〇	9	右の表は、国際周波数登録委員会に対する通報を示し、且つ、現状を明らかにする。場合によつて、小地域協定が実施されていない事実に注意を要する。	五/sの周波数帯	六〇	五/sの周波数帯
六一	10	主管庁は、無線通信規則第三三二号に従つてなされる将来のすべての協定の細目を、国際周波数登録委員会に、通知する。	五/sの周波数帯	六一	五/sの周波数帯
六二	1	当分の間、国際周波数登録委員会は、この周波数帯における割当相互間の混信の問題を調査することを要求されない。	五/sの周波数帯	六二	五/sの周波数帯
六三	2	この表に示す電力は、無線通信規則第六三号に定義する「平均電力」である。	五/sの周波数帯	六三	五/sの周波数帯
六四	3	一定業務における共通使用のために、無線通信規則で定める特定の周波数に加えて、次の周波数及び保護周波数帯が、それぞれ下記に示された目的に對して、この表中で考慮されている。	五/sの周波数帯	六四	五/sの周波数帯
六五	1	二、〇九一 kc/s 一、六〇五 kc/s から二、八五〇 kc/s までの周波数帯で運用する船舶無線電信局に対する勧告される呼出周波数	五/sの周波数帯	六五	五/sの周波数帯
六六	1	三、八〇五 kc/s 二、〇八八 kc/s 五一一、〇 九三・五 kc/s の周波数帯は、もっぱら呼出し(電信のみ)のために保留することを勧告する。	五/sの周波数帯	六六	五/sの周波数帯
六七	2	二、一八二 kc/s 海上移動業務(無線電務)における周波数	五/sの周波数帯	六七	五/sの周波数帯
六八	3	第一節及び第二節に掲げる周波数分配計画に従う割当に対する有害な混信を避けることができるよう、特定の周波数を選定するに際し、国際周波数登録委員会の援助を求めることを勧告する。	五/sの周波数帯	六八	五/sの周波数帯
六九	4	四、〇〇〇 kc/s から二七、五〇〇/sまでの専用周波数帯において運用する海岸無線電信局に対して、附屬書第六に掲げる周波数割当計画を採択する。	五/sの周波数帯	六九	五/sの周波数帯
七〇	5	四、〇〇〇 kc/s から二七、五〇〇/sまでの専用周波数帯の四、〇〇〇 kc/s から二七、五〇〇/sまでの間で運用する海岸無線電信局は、いかなる時でも、下記の数字をこえる空中線入力を使用してはならない。	五/sの周波数帯	七〇	五/sの周波数帯
七一	6	七、五〇〇 kc/s から二七、五〇〇/sまでの専用周波数帯における海上移動業務の海岸局に対する計画	五/sの周波数帯	七一	五/sの周波数帯
七二	7	(一) 無線通信規則第三四六号に従つて、及び(二) 变更によつて、この計画における割当による実際の伝送が不利な影響を受ける虞のある国が、無線通信規則第十一條第三節に定める手続に従つて、国際周波数登録委員会によつて諮詢された後、隣接通信路の混信を減少するため、四、〇〇〇 kc/s から二七、五〇〇/sまでの海上移動専用周波数帯で運用する海岸無線電信局は、種別A二の発射を使用してはならない。	五/sの周波数帯	七二	五/sの周波数帯
七三	8	この周波数割当計画に掲げられた割当による運用から生ずる有害な混信の問題は、関	五/sの周波数帯	七三	五/sの周波数帯

27.4.25.

二〇。 定の規定の実施途上におけるすべての進ちよく状況に関する記事特に次のものを含めなければならぬ。

(い) 暫定期間中行われた周波数帯外割当の成規の周波数帯への移換の進ちよく状況

二一。 (ろ) 高周波放送に対する計画案の作成状況

(は) 主管庁の提出した所見（写として報告に添附する。）

二二。 2 管理理事会は、一九五三年の会期において、高周波放送に対する計画案に関する進ちよく状況に特に慎重な注意を払い、且つ、適当と認める必要な行為を主管庁に勧告することを要請される。

二三。 2 第十四節 専用周波数帶における海上移動業務に適用する特別手続

一二四。 1 第一節 序言

一二五。 2 船舶周波数帶におけるすべての周波数帯外割当は、最終調整期間の開始までの暫定期間中に、この條の第二節から第五節までに定める順序書に従つて除去される。この期間中における海 岸局に対する周波数変更についても同様とする。右の局は、附屬書第五及び第六に掲げる計画に従つて、できる限り、その割り当てられた周波数に直接移される。

二六。 主管庁は、暫定期間中、船舶局に対する有害な混信

一二六 3 この順序書を実施するに當つては、船舶無線電信局に分配された四 Mc/s 、六 Mc/s 、八 Mc/s 、一二 Mc/s 及び一六 Mc/s の周波数帯における周波数割当間の調波関係を維持する必要から、右の全周波数帯における各船舶局に対する関連する割当を同時に変換すること及び右の変換を最終調整期間の開始前に完了することを必ずとする。

一二七 4 アトランティック・シティ海上移動周波数帯内で満足な運用を確保するため、船舶局の八五パーセントは、無線通信規則に適合するとのできる機器を備え付ける。

一二八 5 主管庁は、できる限りすみやかに、船舶無線電信呼出周波数帯をクリアランスするため、及びこの協定署名の日から十八箇月以内に右の周波数帯を使用可能にするため、あらゆる努力をする。

一二九 6 無線通信規則第七七五号に従つて、船舶無線電信呼出周波数帯は、次の通りである。

四、一七七一四、一八七 kc/s
六、二六五・五一六、二八〇・五 kc/s
八、三五四一八、三七四 kc/s

一三〇 7 二三、二二〇—一二、五六一 kc/s
一六、七〇八—一一六、七四八 kc/s kc/s
一三一 9 二三、五三一—一二、五六一 kc/s
一三二 10 一三、三二〇—一二、二七〇 kc/s
一三三 10 国際周波数登録委員会は、一九五三年の管理理事会の会期に先だつて、連合員に対しても、この問題に関する報告を行う。これによつて管理理事会は、その事態を検討し、且つ、進ちょく状況が満足すべきものであるときは、船舶局が、船舶無線電信呼出周波数帯に移換を開始する期日を勧告することができる。但し、船舶局は、右の周波数帯において十分に運用できるよう設備することを條件とする(第一二七号参照)。

一三一 8 主管庁は、開始期日の二週間以内に、呼出周波数帯に移換を完了するよう努力する。

第三節 第二段階 貨物船 無線電信周波数帯

一三二 9 主管庁は、船舶局が呼出周波数帯に移換開始の日から六箇月以内に、すべての周波数帯外割当を移すことによつて、貨物船無線電信周波数帯のクリアランスを完了するよう努める。

一三三 10 無線通信規則第七九三号に従つて、貨物船無線電信周波数帯は、次の通りである。

四、一八七十四、三八八 kc/s
六、二八〇・五一六、三五七 kc/s
八、三七四一八、四七六 kc/s
一、二、五六一—一二、七一四 kc/s

一三四 11 第一三二号に定める期間の終末近くにおいて、国際周波数登録委員会は、連合員に対し、右の周波数帯のクリアランスの進ちよく状況を示す報告を行う。

一三五 12 進ちよく状況が満足すべきものであるときは、国際周波数登録委員会は、貨物船が、貨物船無線電信周波数帯において割り当てられた周波数を使用し始める期日を勧告する。但し、貨物船が、右の周波数帯において十分に運用できるようにならぬ場合は、その旨を船舶主務官に通報する。

（第一二七号参照）。

一三六 13 右の移換は、旅客船無線電信及び船舶無線電話周波数帯のクリアランスを促進するものであるから、主管庁は、できる限り迅速にこれを完了するよう努める。

第四節 第三段階 旅客船 無線電信周波数帯

一三七 14 主管庁は、貨物船舶局が、貨物船無線電信周波数帯に移換開始の日から六箇月以内に、すべての周波数帯外割当を移すことによつて、旅客船無線電信周波数帯のクリアランスを完了するよう努める。

四、一三一四、一七七 kc/s
六、二〇〇一六、二六五・五 kc/s

一三八 15 第一三六号に定める期間の終末近くにおいて、国際周波数登録委員会は、連合員に対し、右の周波数帯のクリアランスの進ちよく状況を示す報告を行う。

一三九 16 進ちよく状況が満足すべきものであるときは、国際周波数登録委員会は、旅客船舶局が、旅客船無線電信周波数帯において割り当たられた周波数を使用し始める期日を勧告する。但し、旅客船舶局が、右の周波数帯において十分に運用できるよう設備することを條件とする（第一二七号参照）。

一四〇 17 右の移換は、船舶無線電話周波数帯のクリアランスを促進するものであるから、主管庁は、できる限り迅速にこれを完了するよう努める。

一四一 18 第五節 第四段階 船舶無線電話周波数帯
一四二 19 主管庁は、旅客船舶局が、旅客船無線電信周波数帯に移換開始の日の六箇月以内に、すべての周波数帶外割当を移すことによつて、船舶無線電話周波数帯のクリアランスを完了するよう努める。

一四三 20 無線通信規則第二六四号に従つて、船舶無線電話周波数帯は、次の通りである。

一〇二 (三) 最も多忙な時間のために、特に低い太陽活動期間に、低い周波数帯が一箇混雜する處があるときは、主管府は、主管府は、国際周波数登録委員会が受諾できる計画を作成することがで、その業務を減少することを要請される。

一日の種々の時刻における各区域及び各太陽黒点指數に對して要求される減少は、国際周波数登録委員会がすべての主管府に対しても、その考慮と批判のために通知しなければならない。

第四章 三、九五〇 kc/s (第二地域は四、〇〇〇 kc/s) から二七、五〇〇 kc/sまでの成規の周波数帯に割当を移換する手続用する暫定手続

第一節 序言

一〇三 1 (一) この協定署名の日から最終調整期間の開始の期日までの暫定期間中、割当は、三、九五〇 kc/s (第二地域は四、〇〇〇 kc/s) から二七、五〇〇 kc/s のすべての業務に対するアトランティック・シティ周波数帯分配表の成規の周波数帯に逐次移される。

(二) 主管庁は、有害な混信を生じさせる虞のないものを除き、すべての割当を実行できる限り早期に、成規の周波数帯に移すためにあらゆる努力をする。

一〇五 2 次の暫定手続は、無線通信規則第十條及び第十一條がこの周波数帯に対しても、全面的に実施される時までに限り適用する。

一〇六 3 第一節 アトランティック・シティ周波数帯分配表において、関係業務に分配された周波数帯の外にある割当の移換

一〇七 (i) 主管庁は、まず、その周波数帯外割当を検討し、且つ、その割当をアトランティック・シティ周波数帯分配表に従わせるために可能であるときは、自國の業務の間で割当を交換することに努める。

一〇八 (ろ) 主管庁が第一〇七号に掲げる手続に従つて、その周波数帯外割当の全部を移換することができます。ときは、他の主管庁と、それぞれの周波数帯

外割当の適切な交換を取りきめるために、協力することができる。

右の場合にも、他の主管庁の業務に対する有害な混信を避けるために、正当な注意を払わなければならない。

一一〇 (は) 主管庁は、その周波数帯外割当を、周波数帯内の周波数に移換するため努力するに際しては、前記に加えて、受信区域における適切な周波数帯を監視することに他の主管庁の援助を要請する慣例的手続に従うことができる。

一一一 (に) 主管庁は、周波数帯外割当の移換について、特に関係主管庁が現存割当による伝送に対し有害な混信を生じさせることなしに移換を実施することができない場合において、研究し、提案を作成するなどを国際周波数登録委員会に要請することができる。右の提案は、個々の場合における実際的及び技術的可能性を考慮する。

一一二 (ほ) 主管庁は、周波数帯外割当の周波数帯内への移換を容易にするため、他の主管庁にその業務に使用している周波数に対して軽微な調整を行うことを要請できる。

(へ) 使用周波数の数及び占有スペクトルを減少する

ため、且つ、暫定期間中の目標を遂行することが困難な主管庁を、特に無線通信の分野における後進国をこれらの方針によつて援助するためには、すべての主管庁は、改善された技術の採用、同一周波数による割当を実行できること、運用時間の制限、地理的共用及びその他のすべての実行可能な方法によつて、その運用を再調整することに努力する。

主管庁は、国際周波数登録委員会に対し、右の手続の採用により自由にすることができる周波数について通知する。

(と) 特定の問題の研究の結果として、国際周波数登録委員会が、割当の交換又は周波数の調整が解決を与える見込のあることを判定し、且つ、右の交換又は調整が直接に關係ある主管庁によつて受諾されるときは、この交換又は調整は、無線周波数記録原簿に記録される。

(ち) 主管庁は、周波数帯外割当の成規の周波数帯への移換に関連する問題の解決を容易にするために、その相互間及び国際周波数登録委員会と協力する。

特に、周波数共用の可能性を研究するためには必要があるときは、国際周波数登録委員会は、主管庁に対し、各回線に使用しているすべての周波

一五 (り) 移換した割当が除去できぬ、回線の運用状態及びその他の関係事項について、情報の提供を求めることができる。

一一六 4 主管庁が、新しい割当の設定を必ずと認めるときは、適用できる限り、第一〇六号から第一一五号までに定める手続に従う。

一一七 5 主管庁は、無線周波数記録に公表するため、第三十二條の規定に従つて、右の新しい割当の正確な細目を通告する。

一一八 6 主管庁は、暫定期間中、混信の問題の解決に対する條約第四十四條及び無線通信規則第十四條の規定の適用に際しては、最大の好意を示し、且つ、相互援助を行ふ。

第十三條 進ちよく状況の検討及び報告

一一九 1 國際周波数登録委員会は、連合員に対する報告書の作成に当つては、この協

HK27.4.4.25.20.

11 昭和 27 年 4 月 25 日 金曜日 官 報 (号 外)

第 41 号

一六一 6 ← 最終調整期間の始期と

して定める期日に、第一プロックにおけるすべての周波数帯外運用は中止する。但し、プロック内においては、そのプロック内で周波数帯外にあつた割当を周波数帯外運用の中止によつて利用できることになつた間隔に移換すること及び低いプロックから第一プロックの成規の周波数帯に移すことによつて、調整を継続することができる。

一六二

(1) 第一プロックの周波数帯外運用を中止した日から一箇月の期間は、右の調整を行うために認められる。この期間の終期には、第二プロックの周波数帯外運用は中止し、且つ、一箇月の同様な期間がそのプロック内の周波数帯への調整のために認められる。同じ過程を他のプロックにおいても連

終調整期間の長さは七箇月となる。

れていないときは、この調整は、第八四号に掲げる技術原則に従い、且つ、第八五号、第八六号及び第八七号に定める二次的公用の基礎に立つて行われる。

第六章 新国際周波数表の採用及び周波数帯分配表の実施

第十八條 序説

一六九 1 一四 kc/s から三、九五 kc/s $(\text{第二地域は四、} \text{○○○} \text{ kc/s までの周波数帯に對して})$ は、新国際周波数表及びアトランティック・シティ周波数帯分配表は、第十九條から第二十六條までに定め通り実施する。

一七〇 2 三、九五 kc/s $(\text{第二地域は四、} \text{○○○} \text{ kc/s から二七五、} \text{○○} \text{ kc/s までの周波数帯に對して})$ は、アトランティック・シティ周波数帯分配表

一七二 1 五五 kc/s から一五〇 kc/s の周波数表及びこの周波数帯に対する新国際周波数表に該当するアトランティック・シティ周波数帯分配の部分の実施期日は、次通りである。

一七三 (い) 第一地域 この地域における五五 kc/s から一〇 kc/s までの周波数帯にする新国際周波数表及アトランティック・シテ周波数帯分配表の該当分は、共に一九五三年五月一五日に実施する。線通信規則第一一一号及び第一一三号の規定について割り当てられた周数は、特別取りきめにて、一九五三年八月五日以前に使用することができる。

ての期間は、第一地域にまでの周波数帯で運用する現存業務が、第二地域は第三地域において、又は第三地域において、の周波数帯で運用する業務によつて有害な混信を受ける場合は、右の混信をする業務は、実行できるよう混信を除去するよう整される。

第二十一條 第一地域における一五〇—二九五〇kc/sの周波数帯

第一節 通則

1 第一地域における一〇kc/sから三、九五〇kc/sまでの周波数帯に対する新規の周波数表及びこの周波数に該当するアトランテック・シティ周波数帯分類の部分の実施期日は、^{1950年5月1日}通りである。

一六〇 5 再割当は二七、五〇〇 kc/s から始め、周波数のブロックごとに低い方に向つて漸次継続して行う。この目的のために、スペクトルは、次の表に示す通り七「ブロック」に分割する。

海岸局は、附屬書第五及び第六に掲げる海岸局割当計画に従つて、その割り当てられた周波数に移換する。

一六六 ④(+) 最終調整期間中、主管庁は、航空移動業務の周波数使用の調整を完了する。

一六七 (1) 右の周波数使用が基本的区域分配計画に定められているときは、この調整は、第十五條の方法に従つて行われる。

一六八 (2) 右の周波数使用が基本的区域分配計画に定めら

する新国際周波数表の実施期日として、無線通信主管庁会議の定める期日に実施する。

域 この両地域における周波数帯に対する新規周波数表は、一九五五年八月一五日に実施する。右の両地域における五五kc/sから一五〇kc/sまでのアトランティック・ティ・周波数帯分配表の当部分は、一九五三年八月一五日に実施する。

一九五二年八月一五日
ら一九五三年八月一五日
までの期間中、第一地域

モダ

昭和27年4月25日 金曜日 官 報 (号外)

四〇六三一四、一三三 kc/s
八、一九五一八、二六五 kc/s

一二、三三〇一、二、四〇〇 kc/s
一六、四六〇一、一六、三五〇 kc/s

三、〇〦〦一、三、〇七〇 kc/s
一九、一九五一八、二六五 kc/s

一四一 19 第一四〇号に定める期間の終末近くにおいて、国際周波数登録委員会は、連合員に対し、右の周波数帯のクリアランスの進ちよく状況を示す報告を行う。進ちよく状況が満足すべきものであるときは、国際周波数登録委員会は、船舶局、が、無線電話周波数帯において割り当てられた周波数を使用し始める期日を勧告する。但し、船舶局が、右の周波数帯において十分に運用できるよう設備するととを條件とする（第一二七号参照）。

第六節 第五段階 海岸無線電話周波数帯

一四三 20 主管庁は、第四段階の開始後、できる限りすみやかに、すべての周波数帯外側を移すことによつて、海岸無線電話周波数帯のクリアランスを完了するよう努める。

一四四 21 無線通信規則第二六五項に従つて、海岸無線電話周波数帯は、次の通りである。

四、三六八一四、四三八 kc/s
八、七四五一八、八一五 kc/s

一三、一三〇一、三、二〇〇 kc/s

一四九 2 航空移動 R 業務に対する周波数は、個別周波数を使用しうる場合もあるが、完全な族別に各区域内で使用する。すべての場合に、関係主管庁間で調整を行う。

一五〇 3 航空機上の設備の変更の数を制限するため、且つ、計画運用上の融通性を維持するために、航空移動 R 業務周波数帯の専用周波数は、附屬書第八に掲げる計画に定める分配の特定区域で、一定目的のために使用する。

一五一 4 主管庁は、発射種別 A 三の三、〇二三・五 kc/s 及び五、六八〇 kc/s の世界共通周波数について、早期にクリアラジオを行い、且つ、これを使用することを準備する。

一五二 5 航空移動 R 周波数帯を使用するための細目は、関係主管庁と国際周波数登録委員会との間の直接協議によるから、この機関は、適空 R 通信を調整するものであるから、この機関は、適當な場合には諮問を受けける。

一五三 6 第二節 航空移動 OR 業務

周波数は、国、区域及び場所を基礎として分配され、且つ、できる限り、同一基礎で使用される。

第三節 航空移動業務の保護

一五四 7 航空移動業務が現在使用する周波数は、この周波数による運用が、アトランティック・シティ周波数帯分配表の航空移動専用周波数帯における新しい周波数に移換される時まで引き続キ有害な混信から保護される。

一五五 第五章 周波数帯外割当の三、九五〇kc/s（第二地域）から一四、〇〇〇kc/s までの成規の周波数帯への最終調整

一五六 1 第十六條 すべての業務に適用する手続
周波数帯分配表を実施する目的で、国は、成規のアトランティック・シティ周波数帯への割当の最終調整のために、この條に掲げる手続を採用する。

2 比較的短期間である最終調整期間中、三、九五〇（第二地域は四、〇〇〇kc/s から一七、五〇〇kc/s まで）周波数帯において残つたすべての周波数帯外割当は、成規のアトランティック・周波数帯内の周波数移換する。右の割当の移は、第一五九号、第一六号、第一六一號及び第一二号に定める前もつて協して予定表に従う。右の間の始期は、第一五七号及び第一五八号による。

五年の会期において、高周波放送に対する計画は受諾され、且つ、その実施が同意される見込を考慮して、最終調整期間中の始期となる期日を勧告する目的で、暫定期間中なされた進ちよく状況を検討することを要請される。

高周波放送に対する計画が受諾されず、又は定期期間中、他の業務についてなされた進ちよく状況が満足する程度までんでないときは、管理事會は、その事態を慮し、且つ、主管庁に対して執るべき方法について執るべき方法にについて勧告することを要請される。右の方法中には、一七〇号に掲げる無線信主管庁會議の招集も考慮される。

(二) 連合員が、最終調整期間の開始に対し、管理事會の勧告した期日受諾できないときは、理理事會は、連合員の半数が適当な期日にて同意する時まで、その後の各会期で、この問題を再考慮することを図られる。

第一六七号に掲げる規除き、最終調整期間中の周波数帶外割当の移換はできる限り、次に定めた定表に従う。

号外

P. 10

427. . 4. . 25.

(い) 実行できる限り、周波数使用について提案された変更に先立つて、国際周波数登録委員会に通報する。この協定の附録において要求している事項は、右の変更期日前二週間以上三箇月をこえない期間中に、国際周波数登録委員会に到達しなければならない。

二一六 (ろ) 周波数の使用に変更を生じたときは、国際周波数登録委員会に通報する。

二一七 4 関係する周波数該当するときは、廃止する周波数及び削除すべき記入

右の通報は、その変更が第一一五号に変更が生じた日附後十日以内に、国際周波数登録委員会に到達しなければならない。

右の通報は、その変更が第一一五号に従つて、以前の割当に復帰するものであるかどうか。

主管庁がその行つた周波数使用の変更について、附録に要求されている最少限の事項を第二一五号に従つて事前に国際周波数登録委員会に提出していない場合は、その主管庁は、変更を行つた直後、国際周波数登録委員会に右の事項を提出しなければならない。

二一八 5

二一九
管庁は、そのおののおのの変更が、次に掲げる種別のいすれに該当しているかを指示しなければならない。

二二〇
(イ) 将来の登録のために計画又は表に掲げた周波数割当の使用開始
(ロ) 将來の通告のために計画又は表に掲げた周波数割当の使用開始

二二一
(は) 成規の周波数帯内割当の使用開始。但し、受諾された計画又は表になんらの條項がないこと。
(に) 成規の周波数帯外割当の使用開始

二二二
(ほ) 第二二三号(3)に掲げた臨時的割当

二二三
6 二七、五〇〇kc/sをこえる周波数帯に対しては 無線通信規則附録第六号第一表の様式によつて周波数使用的変更に関する事項が、国際周波数登録委員会に送付される。

二二五
第三十三條 国際周波数登録委員会による周波数割当の記録

第一節 無線通信規則第十一條第
一條の規定が全面的に実施される周波数帯内の割当

1 通告及び登録手続に関する無線通信規則第十一條第一節から第六節までの規定が実施される周波数帯における周波数使用の実際の又是提案された変更の場合においては、国際周波数登録においては、国際周波数登録

委員会は、右の各節の規定に従う。

第二節 三、九五〇 kc/s (第二地域は四、〇〇〇 kc/s) 以下の周波数帯内の割当 但し、無線通信規則第十一條の規定が全面的には実施されない期間における二、八五〇 kc/s から三、九五〇 kc/s までの航空移動専用周波数帯を除く受領したときは、**国际周波数登録委員会は、無線周波数記録原簿の 2 棚に使用開始の日附を記録する。**

三二七 3 (1) 採択された表に従う周波割当の使用開始の通告を数記録原簿の 2 棚に使用開始の日附を記録する。

三二八

(1) 第二地域の五三五一、六〇五〇 kc/s の周波数帯における新しい割当の場合には、**a 棚又は b 棚に日附を記入しない。** 右以外のすべての場合における新しい割当の通告又は割当の基本的特性の変更の通告については、**国际周波数登録委員会の受領した日附が b 棚に記録される。** 使用開始の日附は、すべての場合において c 棚に記録される。

(自) 周波数割当の基本的特性の変更の通告は、新しい通告として取り扱う。但し、その変更が現存の割当又は採択された表の割當に有害な混信を生ずる確率をほとんど増すことをないと国际周波数登録委員会が認める場合を除く。この場合は、 a 欄、 b 欄及び c 欄の日附の変更は行わない。

二三〇 4 線通信会議の協定に従つて行われる第二地域における五三五一、六〇五 kc/s の周波数帯の割当は、第二地域に対するこの周波数帯の他の割当と同一手続によつて国际周波数登録委員会が取り扱う。

二三一 第三節 三、九五〇 kc/s (第
二地域は四、〇〇
 0 kc/s から一七、
 500 kc/s までの周
波数帯における割
当及び二、八五〇
 0 kc/s から三、九五〇
 500 kc/s までの航空移動
専用周波数帯における割当

4 周波数使用について提案された変更の通告の審査は、周波数使用について提案された変更の各通告が、次に掲げる事項に適合しているかどうかを審査する。

(i) この協定の附録で要求している必ず事項が記載されていること。

(ii) アトランティック・シティ周波数帯分配表及び周波数分配に対する関連規則に適合していること。

(iii) 資料が入手できる限り、次のものに対する有害な混信を生じさせることがある場合に関するものを除く。

(iv) 條約及び無線通信規則の関連規定に適合していること。但し、有害な混信を生じさせることがある場合に関するもの有無

(v) 2c欄のみに日附が記入されている割当り、2a欄及び2c欄又は2b欄及び2c欄に日附が記入されている割当

(vi) 資料が入手できる限り、採択された計画又は表に従つて使用される割當に有害な混信を生じさせることの有無

(vii) 採択された計画又は表のある周波数帯における新しい割当又は移換された割当の使用開始の提案に関する通告は、その割当について、次に掲げる事項に適合しているかどうかを審査される。

(viii) 採択された計画又は表に適合すること。

二〇一 2 右の周波数帯における海上移動業務に対する新国際周波数表を構成する。

二〇二 1 第二六三号に掲げる航空移動業務に対する計画における分配並びに第二五一号及び第二五二号に掲げる航空局に対する割当は、二、八五〇kc/sから二七、五〇〇kc/sまでの専用周波数帯における航空移動業務に対する計画の実施

二〇三 2 右の周波数帯における航空移動業務に対する新国際周波数表及びアトラソティック・シティ周波数帯分配表の該当部分は、三、九五〇kc/s（第二地域は四、〇〇〇kc/s）から二七、五〇〇kc/sまでの専用周波数帯における航空移動業務に対する計画の実施

一〇七 4 第二節 暫定期間中の適用
通告及び登録手続に関する無線通信規則の條項が実施されない周波数帯及び地域については、國際周波数登録委員会は第三十三條及び第三十五條に定める暫定期間を適用する。

二〇八 5 第四節 暫定期間中の意義
無線通信規則第十一條が全面的に実施されるまでの期間中は、無線周波数記録の2a欄に日附を記入された割当による運用は、2b欄に日附を記入されたすべての割当に対する右の保護は、同一地域内の運用相互保護を受ける権利を有する。但し、地域的周波数帯の割当に対する右の保護は、同一地域内の運用相互保護を受ける権利を有する。但し、地域的周波数帯の割当に対する右の保護は、同一地域内の運用相互保護を受ける権利を有する。

二〇九 6 第二節 暫定期間中の適用
無線通信規則第十一條が全面的に実施されるまでの期間中は、2a欄又は2b欄に日附を記入された割当は、2c欄のみに日附を記入された割当からの有害な混信に対して、國際的保護を受ける資格がない。

二一〇 1 第三十二條 主管庁による周波数割当の通告
第一節 無線通信規則第十一条が全面的に実施される場合

二一〇 1 通告及び登録手続に関する無線通信規則第十一條第一節から第六節までの規定を実施する周波数帯及び地域(第二〇六号参照)について、主管庁は、無線通信規

（見第十一條第二款）
従つて、周波数割当を国際周波数登録委員会に通告する。

第二節 無線通信規則第十一条 一條が全面的には実施されない場合

二二一 2 二、八五〇kc/s をこえる航空移動専用周波数帯を除いて、三、九五〇kc/s（第一地域

二二二 は四、〇〇〇kc/s）以下の各周波数帯については、無線通信規則第十一條が全面的には実施されない期間中、主管庁は、国際周波数登録委員会に次の事項を通告する。
(i) 採択された周波数表に従つて行われた各割当の使用開始の日附
(ii) 無線通信規則第十一條第二節の規定に従つて次に閑する事項
(1) 採択された周波数表に掲げられていない追加割当
(2) 現存割当に対する修正
(3) 採択された周波数表に従う割当への移換以前に、成規の周波数帯内の局に必要とする臨時割当

二二四 3 三、九五〇kc/s （第一地域
は四、〇〇〇kc/s）から一七、九五〇〇kc/sまでの周波数帯及
び二、八五〇kc/sから三、九五〇kc/sまでの航空移動専用周波数帯については、主管庁は、

外語

27.4.20.25.

昭和27年4月25日 金曜日 官 報 (号外)

19 昭和 27 年 4 月 25 日 金曜日 官 報 (号 外) 第 41 号

外語

HK27. .4. .25. .20.

ソド諸島及びフォークラント諸島附屬島しよに對して技術取りきめが記録され、又は勧告されている報告書が會議によつて受理されたが、このことは、主権に関する紛争当事者のいすれの立場をも決して不利にするものではないことを明白にしたい。

キュバ

I

この會議によつて採択された無線電話海岸局に対する周波数割当計画は、キュバ国に割り当てられた周波数コンプリメントだけを新らしい国々が共用し、そのためキュバ国の使用に耐えなくなるので受諾できない。

II

四、〇〇〇kc/sから二七、五〇〇kc/sまでの間で運用している固定局、陸上移動局及び放送局がアトランティック・シティ分配表において右の業務に分配された周波数帯への自發的移換のための計画

キュバ国は、右の計画が不当且つ乱脈無秩序であり、技術的又は実際的基礎を欠き、多数の主管庁及び局を使用する業務にじん大な物質的損失をもたらすものと考えるので、右の計画を受諾できない。更にキュバ国は多くの場合、その周波数帶外割当を移換することは、成規の周波数帶において必要とする周波数間隔が不足しているか、又は使用できないものであるため、実質的には不可能であると思われる。

このため、キュバ国は種々の計画に定められた周波数を使用することができないときは、四、〇〇〇kc/sから二七、五〇〇kc/sまでの自國の無線電話海岸業務、固定業務、陸上移動業務及び放送業務の運用に最も適する周波数を使用する権利を留保する。

ドミニカ共和国代表団は、臨時周波数委員会によつて作成された計画案改訂に際して、この会議においてドミニカ共和国主管庁の提出した最低限の要求が何ら考慮されていないため、海岸無線電信局に対する周波数割当計画を受諾できない。従つて、ドミニカ共和国は、計画によつて何ら拘束されないと考へ、且つ、割当を行うに当つてはドミニカ共和国は、計画の作成の基礎として採択された技術原則を考慮するが、計画で設定された優先権を考慮することなく、混信を与える、又は受けることの最も少ない周波数を自国の局のために使用する権利を留保することを宣言する。

エジプト
エジプト代表団は、第二地域及び第三地域に対する三、一五五一三、四〇〇kc/s 及び三、五〇〇一三、九五〇kc/s の周波数帯の新国際周波数表における割当のために、適当な地位を与えることについて採択された手続が、第一地域に対しても適用されておらないことを遺憾とし、エジプト主管庁がその必要と認めるすべての手段を執る権利を留保する。

スペイン
スペインは、メキシコ・シティ及びフローレンス/ラバロの放送会議に参加できず、従つて、この関係では、その必要を述べることができなかつた事実を考慮し、

四、〇〇〇kc/s から二七、五〇〇kc/s までの周波数帯における無線電信及び無線電話海岸局に対して、臨時無線通信主管庁会議の作成した計画では、スペインは、通告し、及びその局で使用している周波数の数に等しい数の周波数が割り当てられていないから、

スペイン代表団は、臨時無線通信主管庁会議の最終議定書に署名するに際

スペインは、メキシコ・シティの計画に基くすべての放送計画又は放送業務の最終調整期間に関する規定のいずれにも何ら拘束されるとは考へないこと。

(4) スペインは、四、〇〇〇kc/sから二七、五〇〇kc/sまでの周波数帯における無線電信及び無線電話海岸局に對して作成された周波数割当計画に何ら拘束されるとは考へないことを。

しかしながら、スペイン代表団は、右の計画において、スペインに割り当たられた以外の周波数を余儀なく使用するときは、有害な混信を避けるため、できる限りの努力をすることを陳述したい。

ルゴ及びセヴィラのコソソール無線標識に関して、スペイン代表団は、第五委員会で適当な時期に行つた陳述に従つて、周波数の移換をその可能なよう、且つ、可能なときに行うが、空中線を取り換え、且つ、特に新しい地図を作成して、船舶及び航空機に配付することは非常に多くの困難があるから、定められた期限内に、これを行ふことは保証できないことを宣言する。

エティオビア

この協定に署名するエティオビア代表団は、エリトリアの必要又は要求に従つて同意される各種の無線周波数計画又は作成される周波数表には、エリトリアの実際の要求を提出する権利を自國のために留保する。

右の要求は、エティオビア及びエリトリア帝国連邦政府が確認することができるに至つたときに提出する。

臨時無線通信主管庁会議（一九五一年ジュネーヴ）の最終文書に署名するに際し、ギリシャ代表団は、メキシコ・シティ基本計画作成の際、ギリシャの要求は考慮されなかつたために、この協定の第十一条に定める通り、国際周波数登録委員会によつて作成される将来の高周波放送計画の基礎としてのメキシコ・シティ計画におけるギリシャに対する割当を受諾することは、ギリシャには全く不可能であることを公式に宣言する。

ギリシャ代表団は、この問題においてギリシャ人団体及びとりわけその大商船隊（大洋を航行する世界屈指の商船隊の一である。）には、何らの関連を有していなかつた。

メキシコ・シティ基本計画においてギリシャは、ギリシャは、六チヤンヘルアワーを割り当てられたのみであり、この状況は、この国で現在行つてゐる送信又はこの国の特殊事情、すなわち、人口、面積、地形、地球上に散在する多数のギリシャ人団体及びとりわけその大商船隊（大洋を航行する世界屈指の商船隊の一である。）には、何らの関連を有していなかつた。

ギリシャ代表団は、この問題に關する主管庁のすべての権利を公式に、ここに留保する。

インド

インドは、一部の連合員が、この會議の決定を受諾しないことを宣言し、従つて、インドに対する周波数割当とこの最終文書に署名しない隣国の無線通信運用との間に有効な調整を行うことができないことに注目する。

インドは、固定、陸上移動及び放送業務に対する第三章、第四章及び第五章に掲げる方法が、インドの必ず且つ最少限の運用を保障し、インドの現在の運用を満たすための混信のない十分な数の通信路を確保するものとは思わ

階にあるので、現在及び将来の国内及び国際通信並びに熱帯放送業務を維持し、且つ、保護するため周波数の使用について、すべての権利と行動の自由を自國のために留保する。

附録第六号に掲げる海岸無線電信局に対する周波数割当表は、インドの必ず且つ最少限の運用の小部分を満足させているにすぎず、且つ、インドの通告している局に対する割当の大部を考慮していない。それゆえ、インドは、自國の必ず海岸電信業務を維持し、保護するため必要と認める周波数を使用するすべての権利を自國のために留保する。

インドは、十分な調整を行う條件の下に、附属書第四に掲げる第三地域周波数表、附属書第五に掲げる海岸電話計画、附属書第八に掲げるR業務に対する航空移動計画及び附属書第九に掲げるOR業務に対する航空移動計画を受諾し、進んでこれに従う。但し、数種の業務が計画を有していないこと、地域的周波数表相互間及び各種の業務に分配されたスペクトルの隣接部分相互間ににおいて十分な調整が不可能であつたこと、一部の連合員が最終文書に署名していないこと、その他の連合員も文書に定めている表及び計画についての連合員の行動の影響を現在においては予見することができないこと及びスペクトルの各部分における新分配表の実施は全く相互に交錯しているという事実にかんがみ、インドは実施に関する、すべての権利と行動の自由たるの業務に対しても、直接又は間接に仙の主管庁又は国内若しくは国際機関に

アトラソティック・シティ周波数
帯分配表を実施する目的で、一
周波数帯における各種業務に対する新国際周波数表を作成及び
採択するための協定に附屬する
最終議定書

右の協定に署名するに際し、左に署
名する代表は、次に掲げる留保が、こ
の協定の署名国から提出された事實を
了承する。

アルゼンティン共和国

アルゼンティン共和国は、アルゼン
ティン共和国が主権を行使している領
域たるフォークランド諸島、南ジヨル
ジア諸島、南サンドウイッヂ諸島及び
西経一五度から七四度の間で南緯六〇
度から南極に至るアルゼンティン南氷
洋に対しても、スペクトルのすべての
部分におけるいかなる業務の種類に対
しても直接又は間接になされる周波数
割当を、他の一又は二以上の国がその
利益のために行つている場合は、これ
を承認しない。いかなる場合において
も、アルゼンティン共和国は、右の事
態において割当できる無線周波数を自
己のものとして使用する権利を留保す
る。

オーストリア

現在において、オーストリアは、四
箇国により占領されており、従つて、
その主権の自由な行使をはなはだしく
妨げられている。このため、この事態
が継続する限り、オーストリアは、
の会議の最終文書に署名するに際し、
十分この協定を適用する意図はある
が、この協定中の規則及び計画の完全
な遵守について責任を負うことなどで
ない。更に、オーストリアは、この
議の協定書におそらくは署名しない
あらう国々と国境を接しているので、

の業務に割り当てられた周波数の使用について必要な変更を行う権利を留保しなければならない。

右の実施に際しては、オーストリアは、現存の制限にかんがみて、可能である限り、他国の業務との有害な混信を避けるため、必要な処置を執る。

右の結果、オーストリアは、また、課されている制限のゆえに現在実施されていない業務に対する要求を将来の無線通信主管庁会議に提出する権利を留保しなければならない。

ビルマ

ビルマ連邦は、国際電気通信連合の連合員の一部が、最終文書に署名していない事実又は実質的な留保をする事実に注目する。

ビルマ連邦は、その欠くべからざる現在及び将来の無線通信業務を保護するに必要と考えるすべての処置を執る権利を、自國のために、留保する。

ビルマ
プラジル

(イ) 代表団のあるものは、その主管庁がこの協定の受諾も適用され行わないことを示していること、

(ロ) 多数の留保が提出されたこと、を

考慮して、

この協定の規定を他の主管庁が遵守しないことから困難が生ずるときは、條約及びアトラソテ イック・シティ無線通信規則のわく内で、自國の現存及び計画中の業務を維持し保護するため必要と認めるいかなる手段をも執る権利を留保する。

セイロン

I.

セイロソ代表団は、一五〇kc/sから二

て、ここに一般的留保を行ふ、また^{kc/s}三、九五〇_{kc/s}までの周波数帯内においては、行動の自由をとる権利を自國のために留保する。この理由は、一九五一年一二月一日総会議事録中に掲げる陳述中に述べてある。

II

I

セイロン代表団は、更にメキシコ・シティ基本計画がセイロンの実際の差し迫つた要求を含んでいないため、これに基くいかなる高周波放送計画についても、その立場を留保する。

チリ

セイロン政府は、臨時無線通信主管庁會議の期間中に作られる南氷洋における無線通信に対するすべての周波数割当に関する、西経五五度から九〇度の間ににあるチリ南氷洋において、チリ国に属するすべての権利について特別の留保を行う。

従つて、チリ国は、その主権を行使する地域である右の領域においては、すべてのスペクトルの部分におけるいかなる種類の業務に対しても、直接又は間接に行われる周波数割当を、それが他の国に対してなされるときは、一切認めない。

いかなる場合においても、チリ国は、右の事態の下で割り当てられる無線周波数を自己のものとして使用する権利を留保する。

II

一九五一年臨時無線通信主管庁會議の書類第三八一号には、國際航空無線通信主管庁會議以来チリ国に割り当られた周波数の電力増加に関するウグアイの留保が掲げられている。一、五一年臨時無線通信主管庁會議がウグアイの留保を受理したことは、国際航空無線通信主管庁會議によつて承認された。以上の原則及び基準を尊重し

基礎として、この会議において、他国に割り当てられた計画中の他のいかなる周波数をも、電力 1W で使用する権利を留保する。

中華民国

第三地域無線通信主管庁会議の最終文書において、中華民国代表団は、第三地域計画案が、中波放送用周波数帯における中華民国のその当時の現存業務の要求のみを包含していたため、中華民国主管庁は、その国内放送の利益を満足させるために臨時無線通信主管会議に相当多くの修正及び追加要求を行うべき旨の留保を行つた。

この会議の審議のために提出された中華民国の修正した放送計画は、各種の反対を受けて同意を得ていない。犠牲と國際協力の精神から、且つ、互恵協定に達することを念願して、中華民国代表団は多くの譲歩、たとえば、電力の低減、通信路の周波数変更、更に第三地域計画案に既に設定された局の状態についての修正さえも行つた。

しかしながら、中華民国代表団は現在の形における改訂中波放送計画は、中華民国の要求を満たす限りにおいてのみ受理できるということを表明せざるを得ない。

更に、その国内放送の利益を満足せるために後日に必要とするような影响力及び周波数を使用する権利を公式に留保する。同時に中華民国主管庁は、他国の放送業務に対する有害な混信ため、すべての適当な手段（必要とされるときは周波数帶外運用であつても）を執る権利を自國のために留保する。

ヴァティカソ市国

ヴァティカソ市国代表団は、國際「混信」に対しても、その業務を保護するため、すべての適当な手段（必要とされるときは周波数帶外運用であつても）を執る権利を自國のために留保する。

第三地域に対する新国際周波数表において関係諸国の行つて いる陳述、宣言及び留保にかんがみ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の植民地、保護領、海外領土、委任又は信託統治の下にある領域の代表団は、第三地域のいずれかの国が第三地域に対する新国際周波数表においてなされた割当から逸脱して有害な混信を連合王国の植民地の業務に与えるような場合は、その業務を保護するため必要な手段を執る権利を留保することを陳述する必要を認める。

Ⅱ

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、チリ国及びアルゼンティノ共和国政府が、フオーランド諸島及びフナークラント諸島附属島しよ上の英國政府の主權に異議をとなえる限り、チリ国及びアルゼンティノ共和国政府により行われた留保を承認しない。

フオーランド諸島及びフオーランド諸島附属島しよは、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の植民地、保護領、海外領土及び委任構成される連合員の不可欠の部分であり、且つ、依然としてその部分として存続しており、その名において一九四七年アトランティック・シティ国際電気通信條約が署名及び批准され、且つ、これが、條約附屬書第一に掲げられて いる。

グレート・ブリテン及び北部アイル

外語

P. 20

427.4.25.20.

対してなされる周波数割当を承認しないで、右の周波数割当に関する事項について、特にジャムー及びカシミールは、法的にインドに加盟し、インドの部分を構成しているので、インドは、他の主管 agency 又は機関の利益となるジャムー及びカシミールにおける局に対する周波数割当を承認しない。

インドネシア共和国

インドネシア代表団首席は、その主管 agency の名において、この協定に署名するに際し、西部ニューギニアはいまだ紛争中の領域である事実にかんがみ、紛争中のその領域である事実にかんがみ、「オランダ領ニューギニア」の語及び附属書中のその略語である「NGeH」の使用に関する権利を留保する。

イラン

(+) イランは、一九四九年ジュネーヴ会議(第三地域)に出席しながら、たため、一部の周波数帯を全面的に又は部分的に占有されており、その結果として、この会議に出席したイラン代表団は、その最少量の基本要求の一部を拒絶したこと。

(+) イラン主管 agency に分配された周波数帯のあるものには、除去し得ない混信が存在すること。

以上の理由により、イラン代表団は、この会議によって作成された計画及び表に対し、ここに一般的留保を行う。

アイルランド国

アイルランド国代表団は、第一地域の一部の主管 agency が、地域的周波数に関する最終協定書の條項を受諾し、且つ、適用することが不本意であること、を宣言した点に注目している。従つて、アイルランド国主管 agency は、国際電気通信條約及びアトランティック・シティ無線通信規則のわく内において、アイルランド国の無線通信業務が、これによつて影響されることを防ぐため

に、必要なかかる手段をも執る権利を留保する。

イスラエル国

イスラエル国代表団は、この協定に定めるように、国際周波数登録委員会の作成する将来の計画の基礎としての高周波放送に対するフローレンス/ラバロ割当計画において、イスラエル国に対し行われた高周波放送割当を受諾し得ない旨のフローレンス/ラバロ高周波放送会議の閉会に当つて行った声明を繰り返すことを希望する。

日本国

(+) 教箇国が、この協定書の署名國とならないであろうこと、

(+) 多数の国が成規のアトラント・ヴァク・シティ周波数帯における業務の収容に関して、この協定の計画、表及び規定の実施の可能性にじん大な影響を及ぼす留保を行つたこと、の

イタリア国

イタリア国は、他の署名國の留保の適用の結果として、イタリア国の無線通信業務に累を及ぼす場合には、そのすべての無線通信業務を保護するため必要と認めるいかなる手段をも執る権利を留保する。

日本国

アトラント・ヴァク・シティ無線通信規則附録第三号の実施は、わずか一箇年の短期間内に、この附録の第三欄の周波数許容偏差に従つて、現存無線送信機の周波数安定度の改善を必要とする。この改善には、ある型式の送信機、特に日本国においては、四〇〇〇以上上の数に及ぶ船舶局の送信機の取替を必要とする。この取替は、日本国にて技術的に不可能ではないが、經濟的見地からすればすこぶる困難である。

右の事情を考慮して、日本国代表団は、日本国主管 agency の訓令によつて、アトランティック・シティ無線通信規則附録第三号第三欄に定める周波数許容偏差の実施期日を、一九五四年一月一日まで延期する権利を留保する。

メキシコ国

メキシコ国は、一九五一年ジュネーヴ協定第二十六條に定める双方的又は多辺的協定が締結できないときは、第二地域の他の国が既に行つたように、その地位を留保したこと、

スイス連邦

この協定の規定において、移換された割当周波数の使用開始の日付として、この会議によつて作成された周波数表及び臨時周波数表の2c欄に記入され、且つ、その後、国際周波数表の2c欄に記入される日附は、これらの周波数の移換の日附であり、その結果として、これらの周波数は、偶然の理由によつて、以前の周波数の保持することのできた周波数割当に比較して不利な地位に置かれることがあります。

アトラント・ヴァク・シティ周波数帯分配表の実施の進行過程中には、有害な混信がはなはだしく増加し、且つ、最

終調整期間後においても引き続き存続する虞があること及び紛争の場合、主

エジプト国、シリア国、レバノン国及びサウディ・アラビア王国代表団の行つた右の決議の参考は、これらの国々の留保の意思又は内容を明記せず、この通信連合の権限外の性質のものであることを指摘しなければならない。

バキスタン国

一九五一年、ジュネーヴ臨時無線通信主管 agency の最終文書の署名に当つて、バキスタン国代表団は、バキスタンの新しい国としての特別な地位及びその必ずしも無線通信業務に対する十分な無線周波数が特別に必要であることにについて、連合員たるすべての国に注意を喚起したい。バキスタン国は、二の部分に分れ、この二の部分相互間通信の唯一の方法は、無線通信である。

ユーロースラヴィア人民連邦共和国

アトラント・ヴァク・シティ無線通信規則附録第三号の実施は、わずか一箇年の短期間内に、この附録の第三欄の周波数許容偏差に従つて、現存無線送信機の周波数安定度の改善を必要とする。この改善には、ある型式の送信機、特に日本国においては、四〇〇〇以上上の数に及ぶ船舶局の送信機の取替を必要とする。この取替は、日本国にて技術的に不可能ではないが、經濟的見地からすればすこぶる困難である。

スイス連邦

右の事情並びに高周波放送、固定及び陸上移動業務において、暫定期間及び最終調整期間におけるバキスタン国に直接隣接することにかんがみて、ユーロースラヴィア人民連邦共和国に無線通信業務の満足な運用を確保する。

バキスタン国

右の事情並びに高周波放送、固定及び陸上移動業務において、暫定期間及び最終調整期間におけるバキスタン国に直接隣接することにかんがみて、ユーロースラヴィア人民連邦共和国に無線通信業務の満足な運用を確保する。

和国

右の事情並びに高周波放送、固定及び陸上移動業務において、暫定期間及び最終調整期間におけるバキスタン国に直接隣接することにかんがみて、ユーロースラヴィア人民連邦共和国に無線通信業務の満足な運用を確保する。

ユーロースラヴィア人民連邦共和国

右の事情並びに高周波放送、固定及び陸上移動業務において、暫定期間及び最終調整期間におけるバキスタン国に直接隣接することにかんがみて、ユーロースラヴィア人民連邦共和国に無線通信業務の満足な運用を確保する。

いかなる場合においても、メキシコの無線通信業務は文書化され、避けるために努力する。

卷之三

卷之三

正直言葉美しい一寸十萬有審な昆蟲

号外

スウェーデン国
スイス連邦
モロッコのスペイン地帯及びスペ
イン國の屬地全体
次の諸國は、條約及び規則の基本的
規定に適合しないいかなる留保をも受
諾しないことをここに宣言する。

の諸国は、條約及び規則の基本的に適合しないいかなる留保をも受ないことをここに宣言する。

リウディ・アラビア王国
ベルギー国
ヘルギー・アラジル国
中華民国
ソアテイカン市国
ヨロンビア共和国
クレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の植民地、保護領及び委任統治又は信託統治の下にある海外領土
コスタ・リカ国
キュバ国
テソマク国
トミニカ共和国
エジプト国
スペイン国
エティオピア国
フランス国
モナコ国
イタリア国
ニカラグア国
ノルウェー国
ノルクセンブルグ国
モナコ国
イラン国
イランダ国、スリナム、オランダ領アンチル諸島及びニューギニヤ
ポルトガル国
モロッコ及びチュニスのフランス
国
国
ユーローブラヴィア人民連邦共和
国
グレート・ブリテン及び北部アイ
国
ベイス連邦
ハウエーデン国
ベイ

ルランド連合王国
スウェーデン国
イスラエル連邦
シリヤ共和国
フランス共和国の海外領土及び海外領土として統治される領域
ボルトガル国海外領土
南アフリカ連邦及び南西アフリカ領土
ヴェネズエラ合衆国
ベトナム国

右の証拠として、ジュネーヴ臨時無線通信主管庁会議(千九百五十一年)に参加した連合員たる国の代表は、各自の名において、それぞれイギリス語、フランス語及びスペイン語をもつて記載したこの最終議定書の各一通に署名した。紛議があるときは、フランス語の本文による。この原本は、國際電気通信連合に寄託保存され、その謄本一通は、各署名国に送付される。

千九百五十一年十二月三日 ジュネーヴにおいて作成した。

○裁判所公告 (印は新科會)

●昭和二十七年(ヘ)第一一五号

大阪市北区神明町六十一番地同和ビル内、日進商事株式会社大阪事務所内 申立人 香月 高秋

別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の所持人は昭和二十七年十一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。

昭和二十七年四月八日

(別紙) 目録 大阪簡易裁判所

一証書 小切手一通番号 M 九九六五
金額 金五百五十六万三千五百九十
一円也

支払日	支払人	支店	記名人
振出の年月日	呉羽紡績株式会社	日本進商事株式会社	
昭和二十七年四月五日	役松居四郎		
●昭和二十七年(へ)第一一六号	奈良県北葛城郡馬見村大字三吉一六二四	申立人 生島 清治	別紙目録に記載した証券について右の者から公示催告の申立があつたからその証券の持有人は昭和二十七年十一月二十四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をし証券を提出されたい。もしその証券の無効を宣言することがある。
但し	株券額面 金三千五百円也	大坂簡易裁判所	利の届出と提出をせねばそし期日迄に右の届出と提出をせねばそ
(別紙) 目録	一株の払込額 金五十円也	大阪簡易裁判所	の証券の無効を宣言することがある。
近畿日本鉄道株式会社第七新株式七十 株(五十株券一枚、十株券一枚)	記号番号 第七新丑に第三六〇九三 号、第七新丑は第四〇一〇七号、	大坂簡易裁判所	昭和二十七年四月九日
●昭和二十七年(へ)第一号	第四〇一〇八号	大阪簡易裁判所	昭和二十七年四月九日
発行者 近畿日本鉄道株式会社	豊中市大字麻田一〇四五番地	大阪簡易裁判所	大坂簡易裁判所
発行日 昭和二十一年十二月一日	最終株主 生島清治	大阪簡易裁判所	大阪簡易裁判所
申立人 奥田 政男	申立人 奥田 政男	大阪簡易裁判所	大阪簡易裁判所
●昭和二十七年(へ)第一号	第一一六号	大阪簡易裁判所	大阪簡易裁判所
証券の表示	第一一六号	大阪簡易裁判所	大阪簡易裁判所
一、別紙の表示の通り。	第一一六号	大阪簡易裁判所	大阪簡易裁判所
右の証券について申立人から公示催告の申立があつたからその持有人は昭和二十七年十二月四日午前十時迄に当裁判所に権利の届出をしその証券を提出されたい。もし期日迄に右の届出と提出をせねばその証券の無効を宣言することがある。	第一一六号	大阪簡易裁判所	大阪簡易裁判所
昭和二十七年四月四日	第一一六号	大阪簡易裁判所	大阪簡易裁判所
(別紙) 目録	第一一六号	大阪簡易裁判所	大阪簡易裁判所
一券面金額 金一万六千八百五十円也	第一一六号	大阪簡易裁判所	大阪簡易裁判所
小切手番号 A第一一一一號	第一一六号	大阪簡易裁判所	大阪簡易裁判所
振出日附 昭和二十七年一月十六日	第一一六号	大阪簡易裁判所	大阪簡易裁判所
歳出年度 昭和二十六年度	第一一六号	大阪簡易裁判所	大阪簡易裁判所

支払場所	日本銀行豊中代理店
部局等	国立療養所
歳出科目	(項) 国立結核療養所
受取人	奥田政男
裏書人	奥田政男
●昭和二十七年(ヘ)第六号	申立人 石川芳次郎
京都市上京区相国寺東門前町六五 七の一	別紙表示の株券に付前記申立人より 公示催告の申立があつたから其所持人 は昭和二十七年十一月七日午前十時迄 に当裁判所に権利を届出ると同時に株 券を提出されたい。若し右期日迄に届 出及提出がない場合には其の無効を宣 言することがある。
昭和二十七年四月七日	申立人 石川芳次郎
(別紙) 目 錄	京都簡易裁判所
株式会社都ホテル株式五百株	裁判官 西村悦蔵
但十株券五十枚	申立人 馬場 良雄
株券額面 五十円	吉松 隆善
一株の払込金額 金五十円	彌吉 久男
記号番号 自路乙第一百二十七号至 二百十二番地	同 手取役会長池松時和
同所同番地 同 第一百七十六号	坂田
同所五百四十九番地 同	
同 発行者 取締役会長池松時和	
福岡県浮羽郡浮羽町大字高見二百 三十	
立人等から公示催告の申立があつたか らその所持人は昭和二十七年十月三十 日午前十時までに当裁判所に権利を届 出ると同時に株券を提出されたい。若 し右期日までに届出及び提出がない場 合はその株券の無効を宣言することが ある。	
昭和二十七年四月十日	
(別紙) 目 錄	
彦根簡易裁判所判事代行	
裁判官 上村清輝	
第一申立人馬場良雄分	
種類及び数量 (イ)五十株券一枚(ハ)十 株券一枚	
券	
何れも発行者若林製糸紡績株式会社株	